

府省重点プロジェクトの指定及び解除に関する調整並びに
Web サイトへの公表内容等について

2018 年（平成 30 年）8 月 9 日

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

総務省行政管理局

〔標準ガイドライン群 I D〕

1008

〔キーワード〕

府省重点プロジェクトの指定・解除の手順、システムプロファイルの定義

〔概要〕

府省重点プロジェクトの指定及び解除に関する調整に関する事務、システムプロファイルに係る定義並びに各府省の Web サイトへ公表する内容について定めるその他関連文書。

改定履歴

改定年月日	改定箇所	改定内容
2018年8月9日	—	・ 初版決定

目次

目次	i
1 はじめに	1
1.1 背景と目的	1
1.2 適用対象	1
1.3 位置付け	1
1.4 用語	1
2 府省重点プロジェクトの指定範囲の考え方	1
3 府省重点プロジェクトの指定	1
3.1 指定手順	2
1) 主な流れ	2
2) 候補の選出	2
3) 内閣官房及び総務省との調整	4
4) 合議制機関等での決定	5
5) Web サイトへの公表	5
3.2 指定後の取扱い	5
4 府省重点プロジェクトの指定の解除	6
4.1 解除手順	6
1) 主な流れ	6
2) 解除要件の確認	7
3) 内閣官房及び総務省との調整	7
4) 内閣官房及び総務省との調整後の手順	7
別紙1 附則	8
1 施行期日	8
2 関連文書の廃止	8
3 経過措置	8
別紙2 システムプロファイルに係る定義について	9
別紙3 府省重点プロジェクト指定調査票（様式）	12
別紙4 Web サイトへの公表内容	14

1 はじめに

1.1 背景と目的

本文書は、「標準ガイドライン」(GLID1001) 第2編第4章に基づき、府省重点プロジェクトの指定及び解除における調整に関する事務、システムプロファイルに係る定義並びに各府省の Web サイトへ公表する内容について定めるものである。

1.2 適用対象

本文書の適用対象は、「標準ガイドライン」(GLID1001) が適用されるサービス・業務改革並びにこれらに伴う政府情報システムの整備及び管理に関する事項に適用するものとする。

1.3 位置付け

本文書は、標準ガイドライン群の一つとしてナンバリングされるその他関連文書である。

1.4 用語

本文書において使用する用語は、次の用語又は本ガイドライン中に特別の定めがある場合を除くほか、標準ガイドライン群用語集の例による。

2 府省重点プロジェクトの指定範囲の考え方

プロジェクトの指定範囲は、「標準ガイドライン」(GLID1001) のプロジェクトの定義に基づく、プロジェクトの単位とし、最小単位は「政府情報システムを整備して行うサービス・業務とし、その期間を当該政府情報システムのライフサイクル期間とすることを基本」として指定する。

良い例) ○○サービス・業務に係るプロジェクト

悪い例) ○○システムの整備に係るプロジェクト

3 府省重点プロジェクトの指定

府省重点プロジェクトの指定は、次のとおり行うものとする。

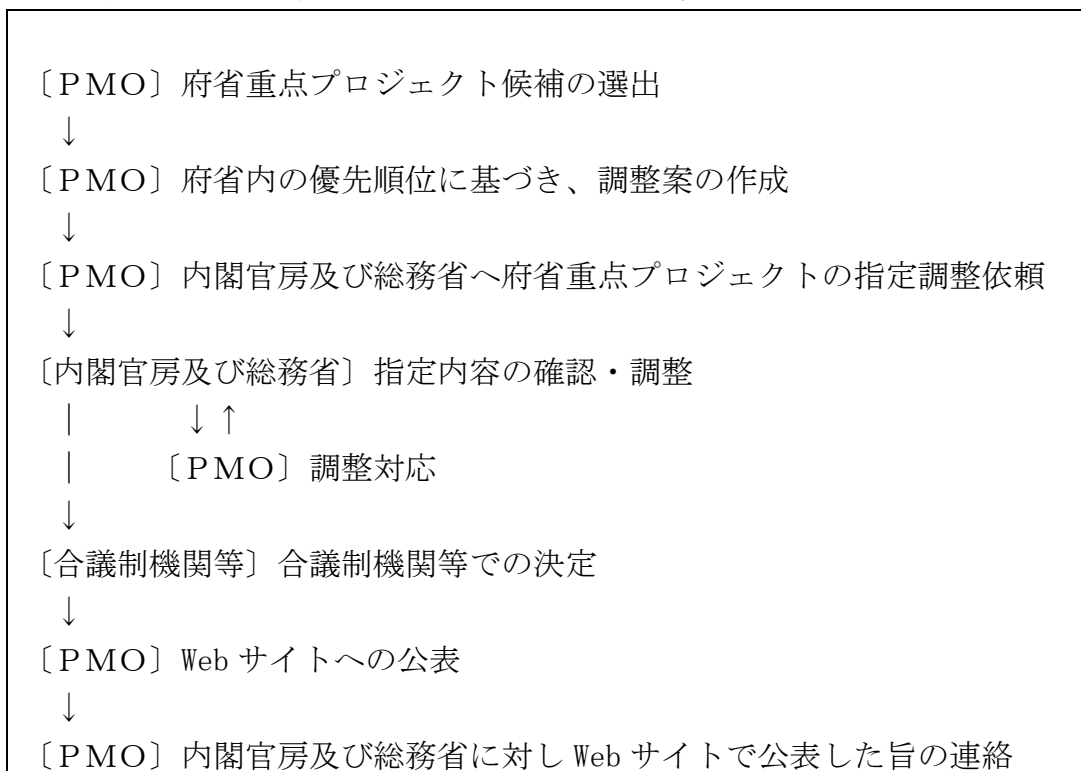
3.1 指定手順

1) 主な流れ

各府省が、府省重点プロジェクトを指定する際について、次の手順が標準ガイドラインに記述されている。

PMOは、その府省が所管するプロジェクトのうち、次の(1)から(7)までに掲げる要件のいずれかに該当するものを府省重点プロジェクト候補として選出し、府省内の優先順位に基づき、内閣官房及び総務省と調整し、合議制機関等に諮った上で、府省重点プロジェクトに指定する。併せて、内閣官房が示す内容を各府省のWebサイトに公表するものとする。

この手順の流れを図化すると次のとおりとなる。



2) 候補の選出

府省重点プロジェクトの指定候補の選出について、各府省の事務は、次の内容を想定している。

PMOが、情報資産台帳から、所管する全情報システムに係るプロジェクトを抽出し、中長期計画の主たる施策（「別紙 1 サービス改革工程表」や

「別紙 4 主な投資事項一覧」に記載がある等のプロジェクト) といった各府省の優先順位に係る基準に基づき、以下のアからキまでの指定候補選出要件に合致するか否かを判定し、府省重点プロジェクトの指定を行う。

府省重点プロジェクト指定候補となる選出要件及びその解説は、次のとおりである。

指定候補選出要件	解説
ア 府省共通プロジェクト	府省共通プロジェクトは、複数の府省が関係し、その影響も広範囲になる可能性があることから、府省重点プロジェクトとなり得る。
イ 政府情報システムの経費区分中整備経費がライフサイクル期間全体で 5 億円以上となる可能性がある政府情報システムに関するプロジェクト	情報システム整備経費が 5 億円以上あるプロジェクトの場合、その難易度が金額に応じて高くなる可能性があり、P J M O にスキルの高い人員を確保する必要があることから、府省重点プロジェクトになり得る。
ウ 補正予算を用いて整備する政府情報システムに関するプロジェクト	補正予算を用いて整備する政府情報システムに関するプロジェクトの場合、短期間でプロジェクトを進めていく必要があるため、スケジュールの大幅な遅延や当初想定していた成果が見込めないおそれがある。このようなリスクを回避するためには、スキルの高い人員を確保する等の対応が求められることから、府省重点プロジェクトになり得る。合計が 80 万 S D R を超える調達を行うプロジェクトは特に注意が必要である。
エ 政府情報システムの経費区分中運用等経費が年間 1 億円以上となるプロジェクト	情報システム運用等経費が年間 1 億円以上あるプロジェクトの場合、その難易度が金額に応じて高くなる可能性があり、P J M O にスキルの高い人員を確保する必要があることから、府省重点プロジェクトになり得る。
オ 年 10 万件以上の申請・届出件数が発生することが見込まれる手	年 10 万件以上の申請・届出件数が発生することが見込まれる手続を処理する情報システムに関するプロジェクトの場合、国民の利用

指定候補選出要件	解説
続を処理するために開発される政府情報システムに関するプロジェクト	者が多数利用することになるため、特に、官民の利用者の双方に効率化の影響が大きくなる可能性が高いこと、また、情報システムの停止の影響も大きくなる可能性があることから、府省重点プロジェクトになり得る。
カ システムプロファイルレベルⅢ以上の政府情報システムに関するプロジェクト	システムプロファイルレベルⅢ以上の政府情報システムに関するプロジェクトの場合、サービス停止等が起きた場合、これにより人命損害が発生する可能性があるもの又は想定される経済的損失が大きい又は甚大であるものが対象であるため、府省重点プロジェクトになり得る。特に、オとカの双方の要件を満たす場合には、特に影響が大きいため、注意が必要である。
キ 上記アからカまでに掲げるプロジェクトのほか、業務の効率化、経費節減、情報システム整備の効率化、情報セキュリティの強化等の観点で、府省C I Oが選出するプロジェクト	<p>上記アからカまでのいずれにも該当しないプロジェクトであって、府省において重点的に取り組むプロジェクトはこちらの規定で、府省重点プロジェクトに指定することとなる。</p> <p>例えば、官民データ活用推進基本計画等において、重点分野として記述された内容などは、この規定により、指定候補とすることができる。</p>

3) 内閣官房及び総務省との調整

各府省は、内閣官房及び総務省と府省重点プロジェクトの指定に係る調整を行うときは、次のとおりとする。なお、内閣官房及び総務省は、各プロジェクトを府省横断的に俯瞰し、あらかじめ、各府省に対し府省重点プロジェクトに指定すべきプロジェクトについて提案を行うことがあり得る。

- (1) PMOは、別紙3の様式に必要事項を記載の上、総務省を通じて内閣官房に提出し、調整を開始する。
- (2) 内閣官房及び総務省は、別紙3の様式の内容を踏まえ、次の事項を主に確認し、必要に応じて、当該プロジェクトに係るプロジェクト計画書等の提出を求める。内閣官房及び総務省は、指定するプロジェクトの対象範囲等が適切と認められないときは、その是正を求め、その内容を調整する。

1 プロジェクトの位置付け

→ 中長期計画において主要な取組として位置付けられたプロジェクトになっているか。

※ 取組内容のみならず、中長期計画における情報システム経費見込みや IT ガバナンスに係る記載がプロジェクトの遂行を担保しうる内容となっているかを確認する。

2 プロジェクトの対象範囲

→ 指定するプロジェクトの対象範囲が、システムの整備等一部分にとどまっておらず、情報システムを整備して行うサービス・業務全体を対象としているか。

3 プロジェクトの期間と計画内容

→ 指定するプロジェクトの期間が、情報システムのライフサイクルを意識したものになっているか。少なくとも、プロジェクトを実施した効果が発現する時期まで含まれているか。

→ 指定するプロジェクトが、サービス設計 12 箇条を踏まえた進め方になっているか。

4 プロジェクトの目的・目標

→ 指定するプロジェクトの主な目的・目標が、サービス・業務をどうするのかといった内容の視点に立って定められているか。

4) 合議制機関等での決定

PMOは、内閣官房との調整後、府省重点プロジェクトとして指定するため、合議制機関等で決定する。その際、関係者に、府省重点プロジェクトの効果について特に説示し、プロジェクトの推進について理解と協力を求める。

5) Web サイトへの公表

PMOは、府省重点プロジェクトを指定したときは、速やかに、別紙4に記載された内容を各府省のWebサイトに公表するとともに、総務省を通じて内閣官房にその旨を掲載されているWebサイトのURLとともに報告をする。

3.2 指定後の取扱い

指定後、内閣官房及び総務省は、府省CIO補佐官を通じ、他のプロジェク

トのノウハウの共有等を行い、府省重点プロジェクトを支援する。また、府省CIO補佐官の関与状況の確認等により普段の状況把握に努め、工程レビュー時の各府省の事務負担の標準化、平準化及び効率化を図る。

4 府省重点プロジェクトの指定の解除

府省重点プロジェクトの指定の解除は、次のとおり行うものとする。

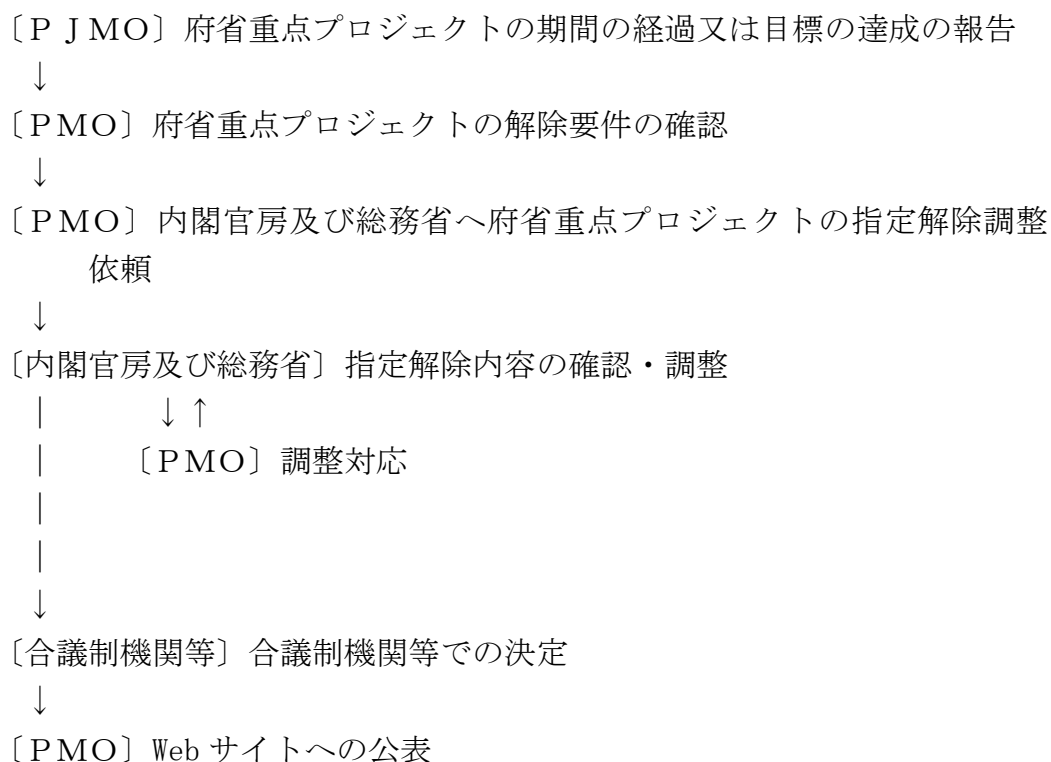
4.1 解除手順

1) 主な流れ

各府省が、府省重点プロジェクトを指定する際について、次の手続が標準ガイドラインに記述されている。

当該要件のいずれも満たさなくなったとき、プロジェクトがその目標を達成したとき又はその他指定した理由がなくなったときは、府省重点プロジェクトの指定を解除するものとする。解除の手続については、指定の手続と同様の取扱いとする。

この手続の流れを図化すると次のとおりとなる。





〔PMO〕内閣官房及び総務省に対し Web サイトで公表した旨の連絡

2) 解除要件の確認

府省重点プロジェクトの指定の解除要件の確認について、各府省の事務は、次の内容を想定している。

なお、標準ガイドラインにおける「その他指定した理由がなくなったとき」との解除要件は、府省重点プロジェクトの目的・目標を達成することができずにプロジェクトの期間が経過した場合を含むことに留意する。

- (1) PJMOが、プロジェクトの指定を解除する要件を満たしたことを、PMOに報告する。
- (2) PMOは、PJMOの報告内容が事実であるかについて、具体的な証拠に基づき確認し、その事実を認定する。

3) 内閣官房及び総務省との調整

各府省は、内閣官房及び総務省と府省重点プロジェクトの指定に係る調整を行うときは、次のとおりとする。

- (1) PMOは、別紙3の様式に必要事項を記載の上、総務省を通じて内閣官房に提出し、調整を開始する。
- (2) 内閣官房及び総務省は、別紙3の様式の内容を踏まえ、次の事項を主に確認し、必要に応じて、プロジェクトの進捗や実績を明らかにするための資料の提出を求める。内閣官房及び総務省は、解除するプロジェクトの理由が適切と認められないときは、その是正（取り下げの要請を含む。）を求め、その内容を調整する。

1 プロジェクトの目的・目標の達成状況

→ プロジェクトの目的・目標が達成できているか。できなかった場合、その理由は何か（具体的な証拠に基づき確認を行う。）。

4) 内閣官房及び総務省との調整後の手順

内閣官房及び総務省との調整後の手順については、「3.1 指定手順」と同様の手順にて、解除を完了するものとする。

別紙 1 附則

1 施行期日

本文書は、各府省への通知の日から、施行するものとする。

2 関連文書の廃止

「府省重点プロジェクトの指定及び解除に関する手続について（要領）」（平成 27 年 3 月 24 日 内閣官房情報通信技術総合戦略室 総務省行政管理局）は、廃止するものとする。

3 経過措置

本文書の施行前に、現に府省重点プロジェクトとして指定しているもの（以下「旧指定プロジェクト」という。）は、最初の中長期計画策定後、当該計画に合わせて行う府省重点プロジェクトの指定（以下「初回指定」という。）までの間、特段の調整を行わないものとする。旧指定プロジェクトは、初回指定時に、本文書に基づき、内容を見直し、所要の調整をした上で、再度指定するものとする。

別紙2 システムプロファイルに係る定義について

各府省は、所管する情報システムそれぞれについて、事業活動におけるその信頼性に関し、「情報システムの機能の喪失、低下等によるサービス停止等発生時の影響度」を表1の四つのシステムプロファイルレベル（Type）から該当するものを一つ選択することにより、システムプロファイルを定義するものとする。レベルの該当・非該当の判断は、TypeⅣから降順に行う。

なお、定義するシステムプロファイルは、表2のように、当該情報システムのシステム基盤に係る非機能要件を検討する際の最も原点となる判断要素となる。このため、例えば、情報システムの運用が停止されては業務実施部門の業務に支障が出る、既存の情報システムの稼働率が99.99%を要求しているといっただけで、TypeⅣ、TypeⅢに判断してしまった場合、不適切な情報システム経費が発生するおそれがある。

表1 システムプロファイル

分類	判断要素
TypeⅣ	サービス停止等が起きた場合、これにより人命損害が発生する可能性があるもの又は想定される経済的損失が甚大であるもの
TypeⅢ	サービス停止等が起きた場合、これにより身体への悪影響が発生する可能性があるもの又は想定される経済的損失が大きいもの
TypeⅡ	サービス停止等が起きた場合、これにより経済的損失が少なからず発生するもの
TypeⅠ	TypeⅡからⅣまでに該当しないもの

表2 システムプロファイルから考えるシステム基盤に係る非機能要件のモデル

注記1)

NO	大項目	主な非機能 要求項目	TypeⅠ	TypeⅡ	TypeⅢ TypeⅣ
1	可用性	稼働率	・1年間で数日程度の停止まで許容できる（稼働率99%）。	・1年間で1時間程度の停止まで許容できる（稼働率99.99%）。	・1年間で数分間程度の停止まで許容できる（稼働率99.999%）。
2		障害目標復旧水準	・データのリカバリーを伴う復旧において、週次のバックアップデータからの復旧を行う。	・データのリカバリーを伴う復旧において、1営業日以内での復旧を目標とする。	・データのリカバリーを伴う復旧において、数時間で障害発生時までの復旧を目標とする。
3		大規模災害	・大規模災害時は、情報	・大規模災害時は、1週間	・大規模災害時ではバック

NO	大項目	主な非機能 要求項目	Type I	Type II	Type III Type IV
			システムの再構築による復旧が前提となる。	以内での普及を目指す。	クアッセンターでの業務継続性が要求される。
4	性能・ 拡張性	性能目標	・大まかな性能目標はあるが、他の要求より重視しない。	・性能面でのサービスレベルが規定されている。	・性能面でのサービスレベルが規定されている。
5		拡張性	・拡張性は考慮しない。	・情報システムの拡張計画が決められている。	・情報システムの拡張計画が決められている。
6	運用・ 保守性	運用時間	・情報システムの運用時間は、業務時間内のみで、夜間は運用しない。	・夜間のバッチ処理完了後、業務開始まで若干の停止時間を確保する。	・常時サービス提供が前提であり、24 時間 365 日の運用を行う。
7		バックアップ	・情報システム管理者等が必要なデータのみを手動でバックアップする。	・情報システム全体のバックを日次で自動的に取得する。	・メインセンターと同期したバックアップセンターを整備する。
8		運用監視	・ハードウェア及びソフトウェアの各種ログを用いて死活監視を行う。	・アプリケーションの各業務機能が正常に稼働しているかどうか監視を行う。	・性能やリソース使用状況まで監視し、障害の予兆検出を行う。
9		マニュアル	・マニュアルは、情報システム管理者等が独自に作成する。	・ヘルプデスクを設置して、メンテナンス作業を行うため、運用マニュアルのほか、保守マニュアルも作成する。	・メインセンターの運用ルールに合わせて運用マニュアルを作成する。
10		メンテナ ンス	・臨時メンテナンス作業を行う場合がある。	・日中の運用に影響しなければ、情報システムを停止してメンテナンス作業を行う場合がある。	・メンテナンス作業はすべてオンライン状態で実施する。
11	移行性	移行方式の 規定	・移行方式についての規定は特にない（ベンダー側からの提案において合意する。）。	・業務の効率化を目指し、積極的に統合化やアプリケーションの変更を行う。	・移行リスクを少なくするため、段階的に移行する。

N0	大項目	主な非機能 要求項目	Type I	Type II	Type III Type IV
12		移行スケジュール	・移行の日程は十分確保されている。	・移行のためのシステム停止は可能である。	・移行のための停止時間を最小限にする。
13		設備・データ	・設備やデータは移行せず、新規に整備する。	・移行に際し、設備やデータの変更がある。	・移行に際し、データベース構造はデータの継続性や他の情報システムとの相互運用性を確保するため、積極的に変更しない。
14	セキュリティ	重要情報資産の公開範囲	・情報セキュリティ対策を施すべき重要な情報資産 ^{注記 2)} を保有していない。	・重要な情報資産を保有しているが、特定の相手とのみ繋がっている。	・重要な情報資産を保有しており、不特定多数の利用者にサービスが提供される。
15	システム環境・エ	制限	・法令等、自府省でコントロールでない制限はない。	・法令等、自府省で全くコントロールできない制限が一部ある。	・法令等、自府省で全くコントロールできない制限がある。
16	コロジー	耐震	・耐震は最低限のレベルが必要である。	・耐震は通常レベルの対策が必要である。	・耐震は高いレベルが必要である。

注記 1) このモデルは、「非機能要求グレード2018利用ガイド [解説編]」(2018年4月 独立行政法人情報処理機構)の「モデルシステムシート」を参考に、政府情報システムに合わせて修正している。

注記 2) 重要な情報資産とは、個人情報、センシティブ情報、換金性の高い情報等、特に高い情報セキュリティ対策が必要な情報資産のこと。

別紙3 府省重点プロジェクト指定調査票（様式）

項目	内容
指定・解除の別	指定
府省重点プロジェクト名	〇〇サービスに係るプロジェクト
関連するサービス改革 ID	
関連する投資事項 ID	
当該プロジェクトに含まれる情報システム名	〇〇サービス総合情報システム
当該情報システム ID	A00000
プロジェクトの対象範囲	〇〇サービスは、国民に対し、〇〇の給付を行うサービスである。なお、情報システムの機能（システム基盤等当該情報システム自体がサービスを提供している場合を除く。）を記述するのではないことに留意。
プロジェクトの概要・目的	〇〇の給付について、給付の時期を迅速化するため、業務の見直しを行うとともに、〇〇サービス総合情報システムに〇〇機能を追加する改修を行う。
プロジェクトの目標及び達成時期	申請受付から給付までの平均事務日数〇日→△日（2026 年度）
プロジェクトの期間	2018 年 4 月～2027 年 4 月
主たる所管府省名	□□省
プロジェクト推進組織	〇〇サービス局△△プロジェクトチーム
プロジェクト推進責任者	〇〇サービス局△△担当審議官

担当府省 CIO 補佐官	
工程レビューの実施予定時期	
指定又は解除理由	府省重点プロジェクト指定候補選出要件のうち、イからカまでの要件に該当するプロジェクトであるため。
決定予定日	2018年08月〇日

（「内容」欄の記述は記載例）

本文書のほか、内閣官房及び総務省からの求めがあれば、以下のものを送付する。

- ・プロジェクト計画書（作成に至っていない場合にはこれに類するもの。）
- ・プロジェクト推進体制図

別紙4 Web サイトへの公表内容

指定・解除の別	府省重点プロジェクト名	関連するサービス改ID	関連する投資項目ID	当該プロジェクトに含まれる情報システム名	当該情報システムID	プロジェクトの対象範囲	プロジェクトの概要・目的	プロジェクトの目標及び達成時期	プロジェクトの期間	主たる所管府省名	プロジェクト推進組織	プロジェクト推進責任者	決定日
指定	〇〇サービスに係るプロジェクト			〇〇サービス総合情報システム	A00000	〇〇サービスは、国民に対し、〇〇の給付を行うサービスである。	〇〇の給付について、給付の時期を迅速化するため、業務の見直しを行うとともに、〇〇サービス総合情報システムに〇〇機能を追加する改修を行う。	申請受付から給付までの平均事務日数〇日→△日（2026年度）	2018年4月～2026年3月	□□省	〇〇サービス局△△プロジェクトチーム	〇〇サービス局△△担当審議官	2018年08月〇日

(下段の記述は記載例)